

戦前日本において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか（二）

遠藤 健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第64号抜刷）

論 文

戦前日本において、
私立学校は、小学校教員養成の
埒外にあったのか (一)

— 京都府小学校教員試験検定内規の
復刻をとおして —

Was No Training Conducted for Primary Teachers at Private Schools in
the Pre-War Period in Japan? (2) The Reproduction of Internal Regulations
for Providing Licenses for Primary School Teachers in Kyoto

遠 藤 健 治

要約

本稿は、「戦前日本において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか」という問題意識のもと、私立学校による小学校教員養成に注目し、京都府小学校教員試験検定内規の復刻をとおし、新たな師範学校以外の小学校教員養成輩出経路の解明に寄与することを目的としている。

キーワード：戦前京都府、私立学校による小学校教員養成、小学校教員試験検定内規

一、はじめに

本稿は、戦前京都府における私立学校による小学校教員養成に注目し、京都府小学校教員試験検定内規を復刻することにより、私立学校が臨時試験検定をとおして小学校教員を養成した事実を明らかにする

ことを目的としている。

まず、本稿における問題意識について述べておこう。すでに筆者は、京都府小学校教員無試験検定内規を復刻し、私立学校が無試験検定をとおして小学校教員を養成した事実を明らかにした¹⁾。しかし、戦前日本の小学校教員検定制度においては、無試験検定の一方で、試験検定も存在した。では、私立学校は、無試験検定同様、試験検定をとおしても小学校教員を養成したのか。本稿は、そうした問題意識のもと、試験検定、そのうちの臨時試験検定に注目することで、先行研究において等閑に付されてきた私立学校による小学校教員検定をとおした小学校教員の養成にひかりをあて、戦前日本における師範学校以外の多様な小学校教員の輩出経路を解明したい。

つきに、小学校教員試験検定内規とは何かについて述べておこう。それは、主として小学校教員免許状ごとの試験検定における学歴および教職歴に応じた免除科目を定めた行政内部文書である。文部省は、「小学校令施行規則」第一〇八条から第一一二条において、小学校教員免許状ごとの試験検定科目およびその程度を定めた。その一方で、第一一三条において、試験検定科目の免除者を列記した。一例として、一九〇〇（明治三三）年文部省令第一四号をみるならば、「師範学校、中学校、高等女学校教員免許状ヲ有スル者」をはじめとする七者が、それに該当したことがわかる。しかし、文部省は、その七者を対象として、いかなる小学校教員免許状の取得に際し、いかなる科目を免除するのままでを定めてはいなかった。その判断は、道府県に委ねられた。そこで、道府県は、それらの事項を小学校教員試験検定内規において定めた。

では、本稿は、なぜ京都府を事例とするのか。その理由についても述べておこう。それは、京都府における小学校教員検定関係簿冊の現存状況が全国随一と考えられるからである。これに伴い、小学校教員試験検定内規も、他道府県と比べ、より多くの発掘が期待される。

最後に、小学校教員試験検定内規を復刻する先行研究についても述

べておこう。現在、丸山剛史を研究代表者とする科学研究グループが、小学校教員検定内規の復刻を進めている。そして、同グループによる研究報告書である『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』（課題番号二六三八一〇一一、平成二六年度―平成二九年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一八年）において、八道府県²の小学校教員試験検定内規を復刻している。そのうち京都府については、井上恵美子が、一九二〇（大正九）年一〇月には存在が確認される「京都府小学校教員幼稚園保母試験検定ニ関スル内規」を復刻している。これは、これまで京都府における小学校教員試験検定内規を復刻する先行研究が皆無であったことから、そこでの試験検定の運用実態を解明するうえで貴重な第一歩である。しかし、井上が復刻した以外に京都府小学校教員試験検定内規は存在しないのか。筆者は、京都府立京都学・歴史館所蔵の小学校教員検定関係簿冊を調査した結果³、新たな京都府小学校教員試験検定内規を発掘した。

そこで、本稿は、そうした未公開の京都府小学校教員試験検定内規を復刻することにより、その供覧の便をはかることをめざしたい。そして、それにより、私立学校は無試験検定同様、試験検定をとおしても小学校教員を養成したのかという問題意識のもと、そのうちの臨時試験検定に注目し、戦前京都府において私立学校が小学校教員を養成した事実を明らかにしたい。

二、京都府小学校教員試験検定内規の現存状況

では、京都府小学校教員試験検定内規は、いかなる現存状況にあるのか。筆者は、前述したような京都府立京都学・歴史館を調査した結果、現時点において、つぎの二点の京都府小学校教員試験検定内規を確認した。その名称とともに、所収する簿冊名および請求番号を列記しておく。

内規①：「小学校教員幼稚園保母試験検定ニ関スル内規」（復命書、小学校教員免許及検定）請求番号大一一〇〇四〇所収

内規②：「小学校教員幼稚園保母試験検定内規」（『教育資金・集会・植物園・小学校教員・復命書・検定及免許』請求番号昭一三〇〇八三所収）

このうち、井上が復刻した京都府小学校教員試験検定内規は、内規①に該当する。言い換えるならば、内規②が、筆者が新たに発掘した京都府小学校教員試験検定内規である。なお、これは、『検定及免許』請求番号昭一四一〇〇八三一〇〇一にも所収される。

ところで、京都府小学校教員試験検定内規は、右の二点以外にも存在するのか。存在したとするならば、京都府は、小学校教員試験検定内規を合計でどれほどの数、そしてそれらをいつ定めたのか。こうした課題は、史的な制約のため、現時点において解明できていない。右に列記した京都府小学校教員試験検定内規は、現存を確認できたものにとどまる。

三、京都府小学校教員試験検定内規の復刻

さて、京都府小学校教員試験検定内規の現存状況をふまえ、ここでは、内規②を復刻する。これにより、すでに井上が復刻した内規①と合わせ、現存を確認することができる京都府小学校教員試験検定内規を網羅することが可能となる。

小学校教員幼稚園保母試験検定内規

第一条 小学校教員幼稚園保母試験検定ノ試験科目ノ内分科トナスモノ左ノ如シ

○ 小学校本科正教員

国語及漢文

国語講読及文法

国語作文
習字

漢文講読

数学

算術

代数

幾何（三角ヲ含ム）

理科

博物

物理

化学

○ 尋常小学校本科正教員

国語

国語講読及文法

作文

習字

○ 小学校准教員

国語

国語講読及文法

作文

習字

○ 尋常小学校准教員

国語

国語講読及文法

作文

習字

○ 幼稚園保母

国語

国語講読及文法

第二条

作文
習字

小学校専科正教員試験検定ニ於ケル普通科ノ試験ハ高等小学校卒業程度ニ於テ之ヲ行フ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ之ヲ欠ク

一、小学校教員免許状ヲ有スル者

二、保母免許状ヲ有スル者

三、明治四十一年文部省令第三十二号第五条各号ノ一ニ該当スル者

四、中学校高等女学校又ハ実業学校第二学年ヲ修了シタルモノ

五、高等小学校卒業者

六、公立実業補習学校後期卒業者

七、前各号ト同程度以上ト認定セラレタル者

第三条 小学校令施行規則第一百三條ノ規定ニ依リ某科目ノ試験ヲ欠クニハ左ノ各号ノ例ニ依ル

一、小学校本科正教員

1、師範学校中学校高等女学校ノ教員免許状又ハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者ニ対シテハ其ノ免許科目

2、文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者ニ対シテハ教員検定ニ関スル規定ニ依ル認定科目

3、昭和四年度以前ノ京都府実業補習学校教員養成所卒業者ニ対シテハ修身、教育、漢文講読、歴史、図画、手工、音楽ヲ除キタル他ノ科目

4、昭和六年度以降ノ京都府実業補習学校教員養成所卒業者ニ対シテハ図画、手工、音楽ヲ除キタル他ノ科目

5、中学校中学校ニ類スル各種学校卒業者及専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者（男）ニ対シテハ国語（講読及文法、作文）及漢文講読、歴史、地理、

理科、図画、英語

6、高等女学校、高等女学校ニ類スル各種学校卒業業者及専門
学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者(女)

ニ対シテハ国語(講読及文法、作文)及漢文講読、歴史、
地理、図画

7、甲種程度ノ実業学校卒業業者ニ対シテハ理科、英語

二、尋常小学校本科正教員

中学校高等女学校又ハ専門学校入学者検定期程ニ依ル指定学
校(以下指定学校ト称ス)ヲ卒業シタル者及専門学校入学者
検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者(以下専檢合格者ト
称ス)ニ対シテハ修身、教育、音楽、体操ヲ除キタル他ノ科
目

三、小学校准教員及尋常小学校准教員

中学校高等女学校又ハ指定学校ヲ卒業シタル者及専檢合格者
ニ対シテハ修身、教育、体操ヲ除キタル他ノ科目

四、小学校専科正教員

尋常小学校本科正教員小学校専科正教員小学校准教員及尋常
小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者ニ対シテハ教育大意

第四条

高等女学校又ハ指定学校卒業業者及専檢合格者ニシテ幼稚園保
母ノ試験検定ヲ受ケントスル者ニ対シテハ修身、教育、保育、
図画、手工、音楽、体操ヲ除キタル他ノ科目之ヲ欠ク

第五条

試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ表シ各科目(分科)ノモノニアリ
テハ分科毎ニ)百点ヲ以テ満点トシ六十点以上ヲ合格トス但
シ特別ノ理由アリト認ムルトキハ本規定ニ拘ラス特ニ審議ス
ルコトヲ得

第六条

試験ニ合格セザルモ某科目六十点以上ノ成績ヲ得タルモノニ
ハ成績佳良証明書ヲ授与ス
分科ニアリテハ証明書ヲ授与セズシテ次回ヨリ其ノ試験ヲ欠
ク

小学校専科正教員ノ場合ニ在リテハ修身、国語、算術及教育
大意ニ付前項ノ規定ヲ適用シ専科科目ノ理論実地及教授法ニ
付分科ニ関スル規定ヲ準用ス

他府県ニ於テ得タル成績佳良証明書ハ第一項ノ規定ニ依リ授
与シタル証明書ト見做ス

第七条

本科正教員ノ試験検定ニ於ケル実地授業ハ各合格者ノ者ニ限
リ之ヲ行フ

小学校本科正教員ノ試験検定ニ於ケル実地授業ハ尋常小学校
本科正教員免許状受得後一年以上公立小学校訓導タリシ者ニ
対シテハ之ヲ欠ク

幼稚園保育ノ試験検定ニ於ケル実地授業ハ第一項ニ準シ之ヲ
行フ但シ従前ノ規程ニ依リ保育免許状受得後一年以上幼稚園
ニ於テ保育タリシ者ニ対シテハ之ヲ欠ク

第八条

臨時試験検定ヲ受クルコトヲ承認セラレタル学校ヲ卒業スベ
キ生徒ニ対シテハ特別事情アル場合ノ外毎年三月試験検定ヲ
行フ

付則

本内規ハ昭和六年十月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

これによれば、京都府は内規②により、小学校教員免許状ことの学
歴や教職歴に応じた免除科目(第三条)を主として、専科正教員免許
状取得のための普通学試験や本科正教員免許状取得のための実地授業
試験の免除者(第二条、第七条)などについて言及するとともに、
試験検定科目中の分科構成(第一条)、ならびにそれを含めた試験検
定科目の合格基準(第五条)、成績佳良証明書の授与基準および取り
扱い(第六条)、さらに臨時試験検定の実施時期(第八条)について
定めたことがわかる。なお、内規②は、一九三一(昭和六)年一〇月
二六日より施行された。

ところで、私立学校による小学校教員養成という本稿の問題意識に

引きつけてみるならば、第八条に注目される。同条により、私立学校は、臨時試験検定をとおして小学校教員を養成した。一例として、一九三九（昭和一四）年三月に実施された臨時試験検定をみてみよう⁴。その実施に際し、京都府は、同年一月、「小学校教員臨時試験検定並無試験検定出願方通知ノ件」を起案した。そして、「小学校裁縫専科正教員臨時試験検定実施ニ関スル件」と題する通知案を作成し、それを「試験検定内規第八条ニ依り、臨時試験検定ヲ受クルコトヲ承認サレタル学校」である京都高等手芸女学校師範科、成安女子学院裁縫部師範科、京都裁縫女学校専攻科という私立学校三校に送付した。同通知案を引用するならば、つぎのとおりである。

小学校裁縫専科正教員臨時試験検定実施ニ関スル件

表記ノ件ニ関シ、貴校 科卒業者ニシテ出願希望者ニ対シ、

本年三月上旬、臨時試験検定ヲ施行ス、

追テ、左記御了知ノ上、二月五日迄ニ、願書並必要書類添付ノ上、出願手続方、取計相成度、

記

一、試験科目 教育大意、裁縫ノ理論、実地、教授法（小学校教員裁縫専科正教員）

一、出願期日 二月五日限

一、身体検査 追テ決定日時ヲ通知ス

一、学科試験 三月上旬ノ予定（追テ決定日ヲ通知ス）

右の通知案のうち、「貴校」と「科」の間には、学校に応じて「師範科」、「専攻科」が入ったと考えられる。さて、これによれば、京都府が試験科目、出願期間、身体検査、学科試験に関する通知を私立学校に送付のうえ、その卒業生を対象とした臨時試験検定を実施したことがわかる。こうして戦前京都府において、私立学校は、臨時試験検定をとおして小学校教員を養成したわけである。

四、おわりに

以上、本稿は、戦前京都府における私立学校による小学校教員養成に注目し、未公開の京都府小学校教員試験検定内規を復刻することにより、私立学校が臨時試験検定をとおして小学校教員を養成した事実を明らかにすることを目的として論を進めてきた。それは、戦前日本における師範学校以外の多様な小学校教員の輩出経路を解明し、ひいては「戦前日本において、私立学校は、小学校教員養成の埒外にあった」という学界の「常識」を問い直すことで、新たな「常識」を提示しようとする試みであった。

もっとも、本稿には、史料的な制約のため、残された課題もある。たとえば、京都府小学校教員試験検定内規は本稿が列記した二点以外にも存在するのか。存在したとするならば、京都府はそれらをどれほどの数、そしていつ定めたのかなどである。そうした課題を解明するため、今後も史料の渉猟に努めたい。

ただし、それら未解明の課題を承知しつつも、本稿が明らかにした点をまとめておこう。それを一言で言うならば、戦前京都府において、私立学校は、臨時試験検定をとおして小学校教員を養成したということである。本稿においては、一九三九（昭和一四）年三月に実施された臨時試験検定を事例として取り上げた。それにより、京都高等手芸女学校師範科、成安女子学院裁縫部師範科、京都裁縫女学校専攻科という私立学校三校が、「臨時試験検定ヲ受クルコトヲ承認サレタル学校」として小学校教員を養成した事実が明らかとなった。また、他の時期に実施された臨時試験検定においては、京都国学院本が「承認サレタル学校」として小学校教員を養成した事実も認められる。なお、現時点において確認することができるこれら「小学校教員臨時試験検定認定校」⁶とも称すべき学校は、いずれも私立学校であった。

以上をふまえ、今後の課題についても述べておこう。本稿により、現存を確認することができる京都府小学校教員試験検定内規の復刻は

終了した。一方、無試験検定においては、京都府小学校教員無試験検定標準や京都府小学校教員無試験検定内規案の復刻が残されている⁷⁾。今後は、これらの復刻も進め、戦前京都府において私立学校が小学校教員検定をとおして小学校教員を養成した事実をさらに明らかにしたい。そして、そうした研究の蓄積が、戦前日本における私立学校による小学校教員養成という新たな師範学校以外の小学校教員の輩出経路を解明すること、ひいては「師範学校だけが小学校教員を養成した。私立学校は、その埒外にあった」という学界の「常識」を問い直し、新たな「常識」を示すことにつながると考える。

註

1 拙稿「戦前日本において、私立学校は、小学校教員養成の埒外にあったのか——京都府小学校教員無試験検定内規の復刻をとおして——」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』五一、二〇一八年。

2 研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』、課題番号二六三八一〇一一、平成二六年度—平成二九年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一八年）所収の小学校教員試験検定内規は、つぎのとおりである。なお、併記している氏名は、復刻者名である。

- ①丸山剛史「北海道小学校教員及幼稚園保母検定内規」
- ②丸山剛史「北海道小学校教員及幼稚園保母検定内規」
- ③釜田史「岩手県小学校試験検定内規（一九二五年九月）」
- ④笠間賢二「宮城県小学校教員検定ニ関スル内規（一九〇〇年三月）」
- ⑤笠間賢二「宮城県小学校教員検定内規（一九一五年七月）」
- ⑥笠間賢二「宮城県小学校教員検定内規（一九二〇年七月）」
- ⑦笠間賢二「宮城県小学校教員検定内規（一九二四年八月）」
- ⑧笠間賢二「宮城県小学校教員及幼稚園保母検定内規（一九三四年四月）」

⑨内田徹「埼玉県小学校教員乙種検定施行内規（一八九二年二月）」

⑩内田徹「埼玉県小学校教員試験検定内規」

⑪釜田史「東京府試験検定内規（一九〇八年一月）」

⑫釜田史「東京府試験検定内規」

⑬丸山剛史「静岡県国民学校教員、国民学校養護訓導及幼稚園保母試験検定ニ関スル内規（一九四一年一月）」

⑭丸山剛史「静岡県国民学校教員、国民学校養護訓導及幼稚園保母試験検定ニ関スル内規（一九四三年二月）」

⑮丸山剛史「静岡県国民学校教員、国民学校養護訓導及幼稚園保母試験検定ニ関スル内規（一九四四年二月）」

⑯丸山剛史「愛知県国民学校教員試験検定内規」

⑰井上恵美子「京都府小学校教員幼稚園保母試験検定ニ関スル内規」

なお、右と重複するが、笠間賢二「小学校教員無試験検定の研究（一）——宮城県の場合——」（日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブル配付資料、於桜美林大学、二〇一七年）所収の小学校教員試験検定内規は、つぎのとおりである。

- ①「宮城県小学校教員検定内規（一九二五年七月）」
- ②「宮城県小学校教員検定内規（一九二四年八月）」
- ③「宮城県小学校教員及幼稚園保母検定内規（一九三四年四月）」

また、笠間賢二『小学校教員検定内規』の研究——小学校教員検定における免許状授与基準——（『宮城教育大学紀要』五二、二〇一八年）所収の小学校教員試験検定内規は、つぎのとおりである。

- ①「宮城県小学校教員検定ニ関スル内規（一九〇〇年三月）」
 - ②「宮城県小学校教員検定内規（一九一五年八月）」
 - ③「宮城県小学校教員検定内規（一九二〇年七月）」
 - ④「宮城県小学校教員検定内規（一九二四年八月）」
 - ⑤「宮城県小学校教員及幼稚園保母検定内規（一九三四年四月）」
- そして、研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成におけ

る初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三五三〇九八四、平成二三年度―平成二五年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一四年所収の小学校教員試験検定内規は、つぎのとおりである。

①「静岡県国民学校教員、国民学校養護訓導及幼稚園保母試験検定ニ関スル内規（一九四一年一月）」

3 紙幅の關係上、調査したすべての簿冊名を列記することはできないが、筆者は、一九〇一（明治三四）年から一九四六（昭和二一）年までを対象期間として、『小学校教員免許状授与者』請求番号明三四一〇〇二一をはじめとする小学校教員検定関係簿冊合計一〇八冊を調査した。ただし、個人情報保護のため、閲覧できなかった簿冊もある。

4 「小学校教員臨時試験検定並無試験検定出願方通知ノ件」（京都府立京都学・歴史館所蔵、『教員検定』請求番号昭一四一〇〇八三―〇〇一一）。

5 たとえば一九二九（昭和四）年三月に実施された臨時試験検定においては、京都国学院本科卒業生もその対象となった（「小学校教員免許状授与ノ件」（京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員・幼稚園保母検定及免許』請求番号昭〇四一〇〇四八―〇〇二二））。

6 「小学校教員臨時試験検定認定校」なる名称や定義は、井上恵美子『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向（日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブル配付資料、於桜美林大学、二〇一七年）などを参考とした。

7 京都府小学校教員無試験検定標準や京都府小学校教員無試験検定内規案の現存状況については、前掲註1、『美作大学・美作大学短期大学部紀要』五一を参照されたい。